

少額受託販売契約約款

(趣旨)

第1条 一般社団法人防府観光コンベンション協会（以下、「本協会」という。）が行う商品販売事業に係る商品販売の委託の引受けは、次の場合を除き、本約款によるものとします。

- (1) 委託者が納入した商品の本協会における販売額合計が、第4条に掲げる委託商品の初回の引渡しのあった日の属する月（以下「取引開始月」といいます。）から起算して、3万円を超える月が3か月連続したとき
- (2) 前号にかかわらず個別に取引契約を締結しているとき

(本協会の義務)

第2条 本協会は、委託者のために、受託した商品の販売を誠実に行います。

(委託者の義務)

第3条 委託者は、委託する商品については、その商標信用を保証する責任を有するものとします。

(委託商品の引渡し)

第4条 委託者は、商品の納入期日、数量等をその都度本協会と協議した上で、商品を持参又は送付して本協会に引き渡すものとし、引渡完了までの一切の費用は委託者の負担とします。

(委託商品の受領)

第5条 本協会は、委託商品の引渡しを受けたときは、速やかに当該商品の品目、数量、受領の時における商品の状態を検査します。

- 2 前項の場合において、委託商品について、品目又は品質の相違、毀損、数量の不足等の異状を認めるときは、本協会は、委託者に当該商品の返品又は代替商品の納入を求めることとします。
- 3 前項の場合における返品又は代替商品の納入に係る費用は、委託者が負担するものとします。

(委託手数料)

第6条 本協会は、商品の販売価額から100分の25を乗じた金額（消費税額及び地方消費税額を含む）を販売手数料として委託者に求めるものとします。

- 2 前項の場合において、1円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとしします。
- 3 前二項にかかわらず、販売手数料について個別の特約がある場合には、この限りではありません。

(商品代金の支払い)

第7条 本協会は、商品の販売代金を毎月末締切りで計算を行い、乙が現実に受領した金額から、前条に規定する販売委託手数料及び振込手数料を差し引いた金額を翌月末までに委託者の指定口座に振り込みます。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者への振込金額が1千円未満の場合には、本協会は支払いを翌月に繰り越すことができるものとしします。

(販売実績の通知)

第8条 本協会は、受託者に対して、毎月末日までに販売した受託者の商品につき、翌月10日までに販売数量、販売金額、乙への支払金額その他の前条の計算の基となる書面を通知するものとしします。

- 2 委託者は、納品した商品の盗難、紛失、損傷があった場合には、明らかに本協会の責に帰する場合を除き、委託者がその経費を負担するものとしします。

(守秘義務)

第9条 委託者は、取引に関連して、知り得た又は相手方から開示を受けた相手方の営業上及び技術上の秘密情報を第三者に一切漏洩しないものとしします。

(委託の解除等)

第10条 本協会は、委託者について次の各号の一に該当する事由が生じたときは何らかの通知、催告を要することなく、直ちに本契約を解除できるものとしします。

- (1) 本契約の条項の一に違反したとき
- (2) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (3) 財産状態が悪化しまたは悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(個別契約への移行)

第11条 委託者は、第1条第1号の取引があった場合には、本協会と速やかに個別契約を締結するものとしします。

- 2 前項において、契約書に貼付する印紙は、双方が負担するものとしします。

(約款の変更)

第12条 本協会は、委託者に事前の通知なく本約款の変更を行うことができるものとし、変更後の約款は本協会のウェブサイトへの掲載によって通知するものとしします。

附 則

第1条 この約款は、令和4年3月7日に制定します（令和4年3月22日改正）。なお、この約款の制定前に個別の定めがある場合には、なお従前の例によるものとしします。

第2条 この約款の制定前に本協会が委託商品を引き受けている場合は、本則第1条第1号のうち「第4条に掲げる委託商品の初回の引渡しのあった日の属する月」は、「令和4年4月」と読み替えるものとしします。